

令和8年度こども療育交通費助成事業

糸魚川市外（近隣市町村は除く）の医療機関や療育施設などへ定期的に受診・リハビリ等で通院している方の経済的負担への支援として、翠ペイポイントを助成する「こども療育交通費助成事業」を実施します。

1 対象者

当該年度末に18歳以下のお子さんを養育している方が対象です。以下の条件に当てはまるときは、受給できますのでご確認ください。

令和9年3月31日時点で、18歳以下で下記のいずれかに該当するお子さんを養育している。

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 福祉サービス利用者（児童発達支援・放課後等デイサービス等）
- ③ 特別児童扶養手当受給者、自立支援医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者
- ④ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室在籍者（過去の在籍も含む）
- ⑤ 適応指導教室（ひすいルーム）利用者（過去の在籍も含む）
- ⑥ こども家庭課への相談者（療育相談、発達相談、こどものこころ相談他）
- ⑦ 医師が療育に必要な治療等と認めるもの。※医師の意見書（任意）が必要となります

はい

いいえ

市外^{注1}の対象施設^{注2}で障害に関係のある治療、リハビリ、療育を年4回以上受けている方。（申請日から1年前までの間）

※障害に関連する治療等が対象となります。怪我の治療や風邪、歯科などの一般的な治療は対象外です。

注1 市外の内、近隣市町村（上越市、妙高市、長野県小谷村、長野県白馬村、富山県朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）は対象外です。

注2 対象施設…医療機関、大学、障害福祉サービス事業所（児童発達支援のサービス提供事業所）等

はい

いいえ

助成の**対象**です

助成の**対象外**です

◆助成額

通院日数	通院先	付与ポイント
年4日以上 の通所、通院	市外の対象施設 ※市外の内、近隣市町村（上越市、妙高市、長野県小谷村、長野県白馬村、富山県朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）は除きます。	翠ペイ 25,000ポイント ※ポイントの有効期間は付与日から12か月になります。

※同日に複数の医療機関等に通院しても1日分の算定となります。

※1年度に申請できるのは1回だけとなります。

※宿泊を伴うサービス等の利用のため、児童の送迎を行う場合、送り及び迎えの日が別日であっても、1日とみなします。

2 申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※申請は1年度に1回のみとなります。

3 申請方法

①オンライン申請

二次元コードから電子申請システムにアクセスして、必要事項の入力、画像を添付して申請してください。



<https://logoform.jp/form/uqfT/1471657>

②窓口申請

必要書類を持参し、糸魚川市役所福祉事務所又は能生事務所、青海事務所窓口で申請します。

申請受理後、翌月の15日前後に指定の会員コードにポイントを付与します。

4 申請前にご準備いただくもの

(1) 翠ペイの登録

①事前にデジタル地域通貨「翠ペイ」の会員登録を行ってください。

※アプリのダウンロード及び会員登録方法は、糸魚川市デジタル地域通貨振興協会のホームページをご覧ください。

②会員情報（アカウント情報）の姓名は、申請者の氏名（本名）で登録（修正）してください。

③申請中、会員コード（8桁）とCD（2桁）を入力する項目がありますので、メモしておいてください。

翠ペイ

検索

<https://suipay.jp/>



(2) 添付資料の準備

①本人確認できる書類の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※免許証、マイナンバーカード（顔写真のついている表面）等

②通院日と通院先の医療機関名が確認できる書類の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※診療日が確認できる診療報酬明細書等 4日分をご準備願います。

※申請日前1年以内分からの通院日が対象となります。なお、過去にこども療育交通費助成で申請した通院日は対象外になります。

※同じ日に複数の施設に通院した場合であっても1日分として算定します。

※画像は記載内容が読み取れるようご注意願います。

<該当する方のみ>

※特定疾病医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者に該当する方は、県の交付する受給者証の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

※医師が療育に必要な治療等と認めるものに該当する方は、医師の意見書（任意）の写真、画像をご準備願います。（窓口申請は原本をお持ちください）

【お問い合わせ】

糸魚川市 福祉事務所 福祉サービス係
受付時間 8:30～17:15（土・日、祝日除く）
電話 TEL 025-552-1511（代表）
メール fukushi@city.itoigawa.lg.jp

※デジタル地域通貨「翠ペイ」の登録方法等のお問い合わせは下記までお願いします。

糸魚川市デジタル地域通貨振興協会（糸魚川信用組合内）
電話 025-552-9880